Nuclear Weapon & Nuclear Test 核兵器-核実験モニター

211 04/6/1

毎月2回1日、15日発行 1996年4月23日 第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポンPCDS (太平洋軍備撤廃運動):Pacific Campaign for Disarmament and Security 223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

編集責任者■梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

「嫌がられる所に配備しない」

(ラムズフェルド国防長官)

米軍の世界的再編

米議会は国内基地閉鎖に抵抗強める 日本政府には自主外交不在

本誌では、米軍の世界的な再編について、200号において米戦略から見た背景や、これに関係する米国内における三つの政治過程を説明し、203号においてその後の動きについて説明した。現在、米軍のこの動きば、世界態勢見直し(GPR = グローバル・ポスチャー・レビュー)と呼ばれ、広く認識されるようになっている。現在、米国議会は2005会計年(2004年10月1日からの1年)の国防政策を審議しているが、GPRはその中でもキーワードとして頻繁に登場する。ここではGPRの現状、とりわけ在日米軍に関係する側面と、激しく起こっている米議会における論争について紹介する。

3つの政治過程

まず200号で紹介した米軍「世界態勢見直し」に関係する3つの政治過程を改めて説明しておく。

- (1)国防省の世界的国防態勢見直し
- (2)05会計年·基地閉鎖再編(BRAC05)法
- (3)海外基地見直し委員会

(1)は、昨年11月25日に出された大統領声明によって公式に出発した過程である」。同じ日に開かれた記者会見で、ラムズフェルド国防長官は、検討に数か月、実行に数年を要すると述べ、また、「一つずつやっている。ある時点で大きな発表があるだろうと考えている者がいるとすると、そうはならないだろう」とも述べた。

(2)は、01年末に成立した2002会計年国防認可法に基づいて、05会計年に米国内基地の閉鎖・再編を行うために進行している過程である。BRAC(ベース・リアラインメント・アンド・クロージャーの頭文字)過程と呼ばれており、冷戦時代に肥大化した米国内基地の財政負担を軽減する

狙いで行われている。これが5度目になるが、基地地元の利害が直接絡むために、議会のBRACへの抵抗が強い。

本来、米国内基地のみを対象とする閉鎖・再編過程であるが、BRAC05は二重の意味で、海外基地体制と密接に絡まざるを得なくなった。一つには、同時に「世界態勢見直し」が進行しており、その論理構造からして、海外基地と米国内基地は相補的に世界システムを構成することに議論の余地がないからである。二つ目には、国内基地の閉鎖を免れるために議会(特に下院)が海外基地の整理を優先するよう圧力を加えているからである。「海外基地を放置しておいて、国内基地ばかりを整理するとは何事か」という訳である。

実際、BRAC05法は、国防長官に海外基地の現状につ

今号の内容

「嫌がられるところに配備せず」

--米世界態勢見直し(GPR) の現段階

(表)米軍の主要な海外配備 原子力空母の建造準備契約

ミサイル防衛とミサイル基地

攻撃 - 有事7法案と東アジア戦略概観」

<全訳>「不拡散」安保理決議

いて調査と報告書の提出を義務づけた。また昨年、国防 省は、海外基地は将来なくなる可能性があることを想定 して国内基地の閉鎖・再編を提案せよと、下院は法律の 修正を試みたが失敗した²。

このような議会と国防省の攻防の中で(3)海外基地見直し委員会(正確にば合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会」が立法化された(03年11月22日)。委員会の目的は「合衆国の海外軍事施設に関係する事項の完全なる調査を行う」とされている。委員会は、上院、下院の共和党、民主党がそれぞれ2名ずつ任命する8名の専門家によって構成され、今年末までに議会と大統領に対して報告書を提出しなければならない。

「見直し委員会」廃止か

イラクにおける戦闘が後を絶たず、米軍の増派要請が中央軍司令官から出される中で、海外米軍基地の再編の必要性が衆目に見えるようになった。同時に、国内基地の閉鎖・再編は将来の必要性を見据えて慎重にすべきだという議会の勢いも増してきた。

5月12日夜、米下院軍備委員会は全会一致で2005会計年国防認可法を可決した(HR4200)。そこでは、昨年の「海外基地見直し委員会」の設置条項を撤廃するとともに、BRACを2年延期することが盛り込まれた。国内基地の温存のためには、海外基地の見直しを国防省の「世界態勢見直し」に任せ、その結果が明確にならなければ国内基地に手をつけるべきでないとして、BRACを遅らせるのが得策と考えたと思われる。

下院本会議では、この修正を拒否する再修正案が出された。しかし、5月20日、再修正案は賛成162 反対259で否決され、委員会通りの法案が可決された。昨年は大統領の拒否権発動をちらつかせてBRAC修正を拒否した国防省や「海外基地見直し委員会」を推進してきた上院が、この動きにどう反応するかは、まだ予断を許さない。

しかし、「見直し委員会」が、本稿の脱稿の時点においてもまだ活動を開始していないことを考えると、この委員会が撤廃することが十分にありうると考えるべきであるる、現在のところ、8名の委員のうち6名が決定しているに過ぎない。法律成立の中心となったハチソン上院議員(共和党)事務所に我々が問い合わせたところ、6名で定数に達するので初会合を開催することは可能であるといるしかし、6人目が選ばれたのは4月末であり、法律の定めでは2月下旬には初会合を開いていなければならないにもかかわらず、未だに委員会を開催した兆候はない。

新態勢の4原則

議会が国内基地の擁護に奔走するなかで、国防省と 国務省がタイアップして進める行政レベルの「世界態勢 見直し」が、着々と進行している。3月25日の記者会見で は、ラムズフェルド国防長官は「(世界態勢の)テンプレートができ上がっている」と説明した。また、その時、彼自身 は「4原則」とは呼ばなかったが、新しい配備態勢を考え るときの原則を4つ披露した。

- 1 海外配備は必要
- 2.歓迎されない所に配備しない

- 3 部隊展開の柔軟性の確保
- 4 関係国との合意

これらの原則は、在日米軍基地の削減を求め、日本が独自の平和・安保外交によって安全を確保すべきだと考える立場にとっては、極めて有用な原則である。

「歓迎されない所に配備しない」という第2の原則の部分を訳すると次のようになる。

「第2の原則は、我々は、本当に、我が軍を望まれているところに置きたい、ということであった。そんなに歓迎されない所にはいたくないのである。」

これは、政府に民主主義があれば、基地周辺市民の 反対、とりわけ自治体の反対が、在日米軍基地削減の根拠に十分になりつることを示している。

さらに、「政府の民主主義」に関して言えば、第3と第4 の原則がさらに重要である。

第3の原則の部分を訳すると次のようになる。

「我々は、次のようご、部隊を、配置しなければならない。 つまり、次の紛争が何処に起こるか分からない以上、… 移動しなければならない所へは何処にでも移動できるように、柔軟性のある取り決めができていなければならない。

これは、日米安保条約では不可能な条件である。日本政府が法治主義にあるならば、現条約体制では米軍の「世界態勢見直し」を機に、米軍基地の整理縮小を考えざるを得ない。ほとんどの在日米軍は、日米安保条約に定められた「日本と極東の平和と安全」を超えた任務を負うことになるからである。

進む新熊勢

本誌200号に説明したとおり、米軍は西ヨーロッパと東北アジアに過剰な米軍が配備されていると認識している。表に明らかなように、西ヨーロッパと東北アジアだけで、米軍の海外兵員の実に95%、基地面積の51%を占めている。冷戦時代に作られたこの偏りが「合理化」の対象となるのは当然であろう。

『ワシントンポスト』は、ドイツの兵力を半減し、アジアからは15,000人を削減する計画があると報じた5。

実際の動きとしては、まず沖縄の動きが明らかになった。今年1月、第 海兵遠征軍の約3000人がイラクへ派遣され、沖縄には代替部隊は来ないことが明らかになった。次いで2月には、イラク派遣部隊が帰還時には沖縄にはもどらず、実質的な削減につながる可能性が報じられた。

同じことが在韓米陸軍で起こった。非公式であると断りながら、国防省高官はペンタゴンで記者会見を行い「在韓米軍の第2歩兵師団第2旅団を今度の夏期ローテーションでイラクに派遣する意図であることを同盟国である韓国と日本に伝える通告を完了した。約3600人の移動になる」と確認した(5月17日)。韓国への代替兵員の配備はなく、イラクに行った兵員の韓国復帰の決定もないことから、事実上の削減につながる可能性が高い。実際、在韓米軍の基地の再配備は規定方針である。1月にホノルルで開催された米韓国防当局者会議はソウル中心部にあり在韓米軍司令部が位置する広大な竜山

(よんさん)基地を返還し、司令部ごと南部に移動することに合意した。第2歩兵師団第2旅団の主力はその移動対象であった。

在韓米軍の大きな再編は、在日米陸軍の再編に波及することが充分に考えられる。日本の各紙が報じたキャンプ座間への第一軍団司令部の移設という米軍提案(3月2日)は、遡って韓国紙が伝えた「東北アジア軍司令部」の日本における新設という報道(『文化日報』、03年2月17日 と合わせて考えると、選択肢として議論されていることの一端が報じられたと考えるべきであろう。

一方で、グアムにおいては、爆撃機の配備、原子力潜水艦3隻の母港化が進行している。また、オーストラリアにおける米豪共同訓練場の拡充が新態勢の一部として合意された。シンガポール、タイとの対テロを名目とした軍事協力の強化、ベトナムとのカムラン湾アクセス権の交渉、フィリピンでの米軍基地復活を強く否定する中での協力体制の強化などが断片的ながら報道されている。

新態勢の中で、米海軍が、海洋基地化、シー・ベーシング)という概念を打ち出していることが、横須賀の空母母港問題に関連して重要である。これに関しては、稿を改めて紹介したい。結果として進行している新型原子力空母建造計画について、本誌別記事を参照して頂きたい。

世界態勢という観点からは、東ヨーロッパと中央アジアにおける恒久基地建設の動きに注意を喚起しておきたい。1月末にパウエル米国務長官がまずロシアを訪問して、東ヨーロッパへの基地建設は、テロとの戦いのためで米ロ共通の利益であると説明した。米軍チームが新しい基地候補地に関する交渉のためにポーランド、ブルガリア、ルーマニアを訪問したことが伝えられているっ。中央アジアにおいては、米国は継続中のアフガニスタンにおける戦闘に使用しているウズベキスタンのカナバッドとキルギスのマナスにある施設の継続使用と拡大したネット

過剰とされる地域の米軍基地

地域	米軍人数	基地の数	基地の面積
西ヨーロッパ			
ドイツ	72 000人	250力所	158 000エーカ
イタリア	16 000人	30力所	6 000エーカ
イギリス	12 000人	20力所	7 000エーカ
小計	人000, 100	300力所	171 ,000エーカ
東北アジア			
日本	51 000人	50力所	127 ,000エーカ
(うち沖縄	21 000人	20力所	93 000エーカ)
韓国	36 ,000人	80力所	60 000エーカ
小計	87 000人	 130 力 所	187 ,000エーカ
全世界(海外配備)	197 ,000人		702 ,000エーカ

(1エーカ=4047 m'。統計出典:米国防省「基地構造報告」2002年10月1日現在。ここで 基地として数えられているものは、面積が10エーカ以上であるか、資産が1000万ドル 以上であるものである。また、基地の数え方は、沖縄の家族住宅以外の海兵隊キャン プがキャンプ・バトラーとして一つに数えられているなど、米軍の数え方になっている。)

ワーク化を追求している。『ユーラシア・ネット』3月25日)は、キルギス政府は肯定的でないが、二月末のラムズフェルドのウズベキスタン訪問時に外相が永久使用の可能性を示唆したことを伝えている。(梅林宏道)

- 1 声明全訳は本誌200号(03年12月15日 2ページ。原文: http://www.whitehouse.gov/news/releases/2003/11/20031125-11.html
- 2 本誌189号(03年6月15日)1ページ。
- 3 関係条項の抜粋訳は本誌200号(03年12月15日)3ページ。 見出し部分にHR2658とあるのは、HR2559の誤り。
- 4 http://www.defenselink.mil/transcripts/2004/tr20040325-secdef0564.html
- 5.ブラドレー・グレアム『ワシントン・ポスト』04年3月24日。
- 6 http://www.defenselink.mil/transcripts/2004/tr20040517-0762.html
- 7 『サンクトペテルスブルグ・タイムズ』(2月10日)。http://www.sptimes.com/2004/02/10/news_pf/Worldandnation/

米海軍の21世紀型原子力空母 CVN21の建造準備契約

5月21日、まだ名前のない米海軍の21世紀型空母 - CVN21 - の建設準備契約が、米海軍とノースロップ・グラマン社のニューポートニューズ造船所の間で成立した。総額14億ドルの巨額にのぼる契約である。 米海軍と協議を重ねながら設計を確定し、2007米会計年に建造が始まる。2014年に引き渡される。

現在の米海軍の最新型の空母はニミッツ級と呼ばれるもので、10隻目のCVN77が現在建造中である。横須賀を母港としているキティホークは2008年に退役が予定されているが、原子力空母に交替するとすればこのニミッツ級であると考えられている。

ニミッツ級の次の空母について原子力推進の是非、大型空母の是非など、空母概念について国防省内において論争があった。しかし、21世紀の「軍転換(フォース・トランスフォーメーション)」の中で、極めて積極的に原子力空母を位置づける結果となった。

2005年度の米議会予算審議の中で、CVN21に関する情報がかなり出たので、箇条書きにしておく。(3月2日上院軍備委員会、および3月11日下院軍備委員会部隊投射小委員会)

21世紀米海軍力の中心柱

搭載航空機には統合戦闘攻撃機(JSF)統合無人 戦闘機など。

指揮センターは、海軍のみならず統合作戦、特殊作 戦など新しい革新的能力を持たせる。

新設計の原子炉でニミッツ級の3倍の発電力。

新しい拡大した飛行甲板。

電磁力タパルト(従来は蒸気力。カタパルトは、飛行機の 発進を助ける加速装置)

20%出撃発進回数が増加。

兵站維持の要件を改善し、25%修理期間を短縮。 将来変更可能なアイランドの位置。

武器、資材扱いシステムの改善

ニミッツ級より少なくとも800人少ないクルー。

(梅林宏道)

検証 有事7法案

日本のミサイル防衛は 米国のミサイル基地攻撃と一体

防衛研究所「東アジア戦略概観2004」が描く 「先制攻撃戦略の従属変数」としての日本の防衛

5月20日、有事関連7法案と3条約の批准案が衆議院を通過した。自民・公明・民主の三党によば、1 緊急対処事態の対処方針について20日以内に国会で承認、閉会中や衆院解散の場合はその後召集される国会で承認を求める、(2)大規模テロのような緊急対処事態を武力攻撃事態法に明記、(3)国会の議決で緊急対処事態が終了できる・- などの共同修正が加えられているが、本質的な部分は手付かずのままである。

本誌207号で論じたように、7法案が問うているのは日本の「専守防衛政策」の行方である。具体的には、ミサイル攻撃に代表される日本への武力攻撃の前兆的事態における米軍の行動への支援と日本自らの行動をいかに非「専守防衛的」方向に拡大していくのか、それが法案提案の真の動機である。しかし、この論争は、衆議院ではまったく未消化のまま終わった。

防衛庁防衛研究所が3月26日に発行した「東アジア 戦略概観2004」、以下、「概観」と略)は、第8章「有事関連 法案、イラク復興支援、大量破壊兵器への対処」におい て、日本のミサイル防衛と米国のミサイル基地攻撃能力 の密接不可分な関係を詳しく論じている。防衛研究所は 立法や政策には直接関与しないが、研究成果は「防衛 政策の立案に寄与する(同研究所ウェッブサイト: http:// www.nids.go.jp/about_us/index.html)。したがって「概観」 には、議場で政治家が発する言葉の背後にある論理や 思考が詳細かつ率直に示されている。

「抑止」への信仰が引き寄せる 「予防攻撃」の誘惑

「概観」の出発点にあるのは、「核の傘」を含む米国の圧倒的な力による「抑止」への信仰である。 軍備管理レジームは「抑止」を維持しつる限りにおいて受け入れられる。 しかし、米軍の力があまりにも強大すぎるので抑止力が機能不全に陥るかもしれない、という不安から、日本はミサイル防衛を「補完的に」配置し、さらにそのミサイル防衛は米国のミサイル基地攻撃能力によって補完されると主張する。

今、米国の「抑止」は大きく変貌している。ブッシュ政権 はすでに「報復的抑止」は有効ではないとみなし、「先制 攻撃による抑止」へと転換している。「報復的抑止」が、攻撃したらこうなるぞという脅しであるのに対して、「先制攻撃」とは通常の理解では「攻撃が差し迫っている」状況で先に攻撃するということである。イラクに対する「最後通牒」といえる2003年3月17日の演説でブッシュ大統領はこう述べた。「われわれは今、行動する。なぜなら行動しないリスクの方がはるかに大きいのだから。1年から5年放置すれば、イラクが自由な国家に被害を与える能力は数倍にも膨らむだろう。これは「差し迫った攻撃の危機」に対処するための先制攻撃ですらなく、将来おこるかもしれない攻撃を防ぐための「予防攻撃」である。国際法は「予防攻撃」を正統な自衛の手段として認めていない。

米国の抑止を無批判に前提として、日本は予防攻撃 への誘惑に打ち勝つことができるのだろうか。

ミサイル防衛は専守防衛兵器か?

「概観」はミサイル防衛は専守防衛の兵器システムであると主張する。しかし、「報復的抑止力」しかも、今では予防攻撃のために投射されるかもしれない兵器システム=日本に配備されたトマホークや空母機動部隊と、「補完的に」つまり一体的に運用されるミサイル防衛を、「潜在的敵国」の誰が「専守防衛の兵器システム」と受け止めるだろうか。93年の国連の研究報告書「防衛的安全保障の概念と政策に関する研究」は、ある国の防衛政策が防衛的であるか否かは、個別の兵器システムではなく、防衛態勢やドクトリンの全体とそれらが行使される文脈によって決まると述べている(201・2合併号参照)。しかも「防衛的安全保障」とは、当事国が相互に相手方を「防衛的」であると認識してはじめて成立する政策なのだと国連報告書は指摘している。

米の先制攻撃戦略への従属変数からの脱却を

がら、日本は「専守防衛政策」のためにその能力を有していないので、米国の攻撃力に依存する。こうして米国の抑止力から出発した「補完の連鎖」が、「日本のミサイル防衛と米国のミサイル基地攻撃が同時並行的に行われる態勢が有用である」という結論で締めくくられるのである。一方、「概観」は日本が自らミサイル基地攻撃能力を持つことの是非については言及していない。

日本の防衛政策が、このように先制攻撃を含む米戦略の従属変数でありつづけることが、東アジアの安定と

平和と「国民の保護」を確かなものにするのか。そのような「骨太の議論」こそが求められている。有事7法案はこのまま成立するのはほぼ確実であるしかし、それで「終わり」ではない。今必要なのは、どうすればこの日本と東アジアに平和を作れるのかという長期的なビジョンと段階的プロセスの考察と提案である。ピースデポが「東北アジア非核地帯条約」を提案(前号参照 人、「専守防衛地帯」の考察を進めているのはそのためである。

(田巻一彦)

東アジア戦略概観2004

(防衛庁防衛研究所編 3月26日発行)

第8章 有事関連法制、イラク復興支援、大量破壊兵器への対処 2.WMD及びミサイルに対する日本の安全保障政策(抜粋)

原則として原文を変えずに抜粋したが、紙面の都合で文意を変えない範囲で要約した部分もある。要約部分は、)で括った。また太字は編集部による。(編集部)

(1)軍備管理・軍縮と拡散防止

一般的に、潜在敵国を軍備管理・軍縮交渉のテーブルにつかせるためには、その国が配備する兵器システムに匹敵するハードウェアを開発・配備して、他方が受けている脅威に相当する脅威をその国に与えることが重要である。しかし、日本はこの選択肢を放棄している。従って、核兵器などWMDとミサイルに対する日本の施策は、グローバルなレベルでの軍備管理・軍縮及び拡散防止措置の構築、さらにはそうしたレジームの強化などに焦点をあわせざるを得ない。

(要約)ごうした背景で、日本は次のようなレジームに積極的に参加し指導的な立場にある。NPT(核不拡散条約)AP(IAEA追加議定書)CTBT(包括的核実験禁止条約)CWC(化学兵器禁止条約)BWC(生物兵器禁止条約)ZC(ザンガー委員会)NSG(核供給国グループ)AG(オーストラリア・グループ)MTCR(ミサイル技術管理レジーム)HCOC(弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範)

核軍縮ど 核の傘」は両立しないわけではない。(略)米国のカウンター・フォース能力の優越性を維持すできる見通しが立つ限り、戦略核の削減を追及しても米国が提供する核の傘に対する信憑性・信頼性を脅かすことにならない。

(WMD搭載弾道ミサイルが 产まざまな 軍縮・拡散防止措置にもおかかわらず、 配備され、増強されることによってもたら される脅威に対しては、日米安全保障 体制に基づく報復的抑止を維持すると ともに、ミサイルを直接迎撃するミサイル 防衛網の配備などを検討しなければな らない。

(2) 報復的抑止力

(日本は憲法上の制約から、性能上もつばら他国の領土を壊滅的に破壊するためにのみ死使用される兵器は保有することは許されないので、)自前で報復能力に基づく抑止力を築き上げる道を放棄しているが、これは同盟関係にある米国の攻撃能力によって補完されてきた。しかし冷戦後の地域紛争は米露の対決にエスカレートする危険がほとんどなったため、地域紛争にからむ米国の利害は相対的に低下している。その結果、地域紛争に介入することによって受けると予想される米国の被害の程度によっては、米国の介入を阻止できると考える国家が現れることも予想されるようになった。

米国の核報復力は他の兵器に比べてけた違いの破壊力を有しているため、核兵器以外の手段を用いる侵略に対しては不釣合いな報復になりがちであり、核報復を決断することは用意ではない。このため、通常兵器や化学・生物兵器に対する核兵器の抑止効果には疑問が残る。(略)一方、通常戦力がもたらす損害は過少評価されやすく、強力な抑止力を備えることは難しい。

このように、(略) 報復攻撃に基づく抑止にはいくつかの課題がある。そのため抑止戦略を補完するためにミサイル防衛などの防御手段を探求することは、安全保障上、重要な意義を有している。

(3)ミサイル防衛

(要約)日本がミサイル防衛を配備するメリットは次のとおりである。

弾道ミサイルを配備したならずもの国家

が、拡大抑止をめぐる米国の意思を誤解するような危険を取り除く手段として 位置づけられる。

弾道ミサイルが政治的威嚇の手段として使用される危険を防止できる。

日本のミサイル防衛は在日米軍も弾道 ミサイルから防衛することになり、在日米 軍に日本防衛の視点から柔軟な戦闘 作戦行動をとる余地を保障することにな る

事故や偶発的に発射された弾道ミサイルに対処できる。

命中精度が改善され、軍事的意義をたかめることが予想される通常弾頭型弾道ミサイルに対する防御手段になる。

ミサイル防衛は純粋に防衛的な兵器システムであり、専守防衛を旨とする日本の防衛政策に反することはない。日本がミサイル防衛を配備すれば、日本周辺の弾道ミサイル保有国の軍拡を招きかねないとして、反対する向きも一部にはあるが、このような意見は、日本が一方的にミサイルの脅威にさらされ続けることを容認することになる。

(4) ドサイル発射基地などに対する攻撃

わが国は、WNDを搭載した弾道ミサイルによる急迫不正の侵害を受けた場合、つまり相手国が弾道ミサイルによる武力攻撃に着手したときには、わが国において現実に被害が発生していなくても、ほかにこの脅威を排除する手段を有していない場合、法理上、武力を行使して相手国領域内のミサイル基地を破壊するなど、ミサイル攻撃の脅威を除去することができる。

わが国はこれまで、同盟国である米国との了解の下、敵対国のミサイル基地に対する攻撃も含め、攻撃的作戦を米軍に依存してきた。米軍が日本にミサイル攻撃を加えようとする国のミサイル基地に対する攻撃能力を常に維持する限分を補完する役割を果たすこととなる。このように、相手のミサイル基地を攻する能力を備え、相手方が日本に対するミサイル攻撃に着手した時点で、飛来するミサイルに対する迎撃作戦とミサイル基地に対する武力攻撃を同時並行的に行う態勢が有用と考えられる。

本誌前号で「速報」したように、4月28日、「核・化学・生物兵器とその運搬手段の国家以外への主体への拡散を阻止するための安保理決議案が、修正を経たのちに全会一致で採択され、決議1540となった。以下にその全訳を掲載する。

「不拡散」国連安保理決議

(タイトルは編集部)

S/RES/1540(2004) 2004年4月28日 決議1540(2004)

安全保障理事会は、

核・化学・生物兵器及びそれらの運搬手段 の拡散は、国際の平和と安全に対する脅 威であることを確認し、

すべての国家が、軍備管理・軍縮に関する 義務を遵守すること、及びすべての大量破 壊兵器の拡散を全面的に防止することの 必要性を含む、1992年1月31日の安保理首 脳レベル会議において採択された議長声明(S/23500)をこの文脈において再確認 し、

この文脈において、地域的・世界的な安定の維持を脅かしたり崩壊させたりするようないかなる問題も、すべての国家が、国連憲章にしたがい、平和的に解決する必要があると強調したこの声明を再確認し、

核、化学、生物兵器及びそれらの運搬手段 の拡散によって生じる国際の平和と安全に 対するどのような脅威に対しても、国連憲 章が規定する基本的義務にしたがって、 適切かつ有効な措置をとるというその決意 を確認し、

核・化学・生物兵器の廃絶及び拡散防止を目的とした多国間条約への支持、また国際の安定促進のためにすべての国家がこれらの条約を完全に履行することの重要性を確認し、

この文脈において、不拡散に貢献している 多国間協定における努力を歓迎し、

核・化学・生物兵器の拡散を防止することが、平和目的の物質・設備・技術における 国際協力を妨げてはならないこと、同時に、 平和利用の目的が拡散の口実として使われてはならないことを確認し、

テロリズムの脅威、及び安保理決議1267において設立された委員会によって作成・管

理されている国連のリストによって特定され、決議1373の適用を受けているような非国家主体が、核、化学、生物兵器及びそれらの運搬手段を取得し、開発し、不法に取り引きする危険性について深く憂慮し、

核・化学・生物兵器及びそれらの運搬手段 の不正取引の脅威、さらにこれらの兵器の 拡散問題に新しい側面を付け加え、国際 の平和と安全に脅威を与えている、関連物 質 の不正取引の脅威を深く憂慮し、

国際的安全保障への重大な挑戦と脅威に 対する世界的な対応力の強化のために、 国家、準地域、地域、そして国際レベルで の調整努力を高める必要性を認識し、

ほとんどの国家が、締約している条約に基づく法的拘束力のある義務を負っており、ないしは核・化学・生物兵器の拡散を防止する目的の他の誓約を行っていること、そして、核物質物理的防護条約が要求し、I AEAの放射線源の安全と保守に関する行動規範が勧告するような、機微物質についての説明責任、安全確保、並びに物理的防護のための有効な措置を講じていることを確認し、

核・化学・生物兵器とそれらの運搬手段の 拡散を防止するために、すべての国家が 追加的な有効な措置をとる緊急の必要性 を確認し、

すべての国家が、締約する軍縮条約および協定を完全に遵守することを奨励し、

テロリストの行為が引き起こしている国際 の平和と安全への脅威に対して、国連憲 章にしたがって、あらゆる手段で闘う必要 性を再確認し、

不拡散の分野における世界的脅威に対する有効な対応力を促進することをここに決意し、

国連憲章第7章の下に次のように行動する。

- 1.すべての国家は、核・化学・生物兵器と それらの運搬手段の開発、取得、製造、 保有、輸送、移管あるいは使用を試みる 非国家主体に対して、いかなる形であ れ支援の供与を断たなければならない と決定する。
- 2.すべての国家は、非国家主体が、とりわけテロ目的のために、核・化学・生物兵器とそれらの運搬手段を製造、取得、保有、開発、輸送、移管あるいは使用することを禁止し、同時にそのような活動に関与したり、共謀したり、幇助したり、あるいは資金を与えたりする試みを禁止する適切で有効な法律を採択し、施行しなければならないと決定する。
- 3.すべての国家は、関連物質の係る適切な管理制度の確立を含め、核・化学・生物兵器とそれらの運搬手段の拡散を防止する国内管理制度を確立するために有効な措置を講じ、それを強化しなければならないと決定する。すべての国家は、この目的のため、以下のことを行わなければならない。
 - (a)これら物資の製造、使用、貯蔵、輸送 に関する説明責任、安全確保、防護 のための適切かつ有効な措置を開 発・維持する。
 - (b)物理的防護の適切かつ有効な措置 を開発・維持する。
 - (c)これら物資の不法取引及び斡旋を 発見し、阻止し、防止し、そして闘う ために、必要時には国際的な協力体 制を通じて、それぞれの国家の法的 権限や立法措置に従い、国際法に 合致する、適切かつ有効な国境管 理と法執行活動を開発・維持する。
 - (d)輸出、通過、積み替え、再輸出を管理するための適切な法律及び規則、輸出及び積み替えに伴う、拡散に寄与しうる資金供与・輸出等のサービスの管理、エンドユーザーの管理、並びに前記輸出管理法及び規則の違反者に対する適切な刑事・民事罰則の確立と施行を含む、これら物質の輸出及び積み替えに関する適切な国内管理を確立、開発、検討、維持すること。
- 4.手続きに関する暫定規則の第28条項にしたがい、すべての安保理理事国によって構成される安保理委員会を2年以内に設立することを決定する。同委員会は、適宜、他の専門家を招聘し、安保理にこの決議の履行についての調査結果を報告する。この目的のために、決議の

7

K

採択後6ヶ月以内に、決議の履行に向けて実施された、または実施されようとしている措置について、最初の報告を委員会に提出するよう、すべての国家に求める。

- 5 この決議が課する義務のいずれも、不拡 散条約、化学兵器禁止条約、生物・毒素 兵器禁止条約と矛盾したり、締約国の権 利と義務に変更を加えるものではない。 国際原子力機関や化学兵器禁止機構 の任務を変更するものでもない。
- 6 本決議の履行にあたっての実効性のある国内管理リストの有効性を確認する。 また、必要な場合は、早急にこのようなリストの策定を追求するよう、すべての国家に求める。
- 7 国内におけるこの決議の規定の履行の際に、支援を必要とする国家がが存在する可能性を認識する。また、上記の規定を履行するための法的・規則的な基盤、履行の経験、および資源に欠けている国家からの特別の要求に応じて、適切

な支援を供することができる国家を歓迎 する。

- 8.すべての国家に以下を要求する。
 - (a)核・化学・生物兵器の拡散を防止することを目的とした多国間条約の普遍的な採択及び完全な履行、そして、必要であれば強化を促進すること。
 - (b) 重要な多国間における不拡散条約 の下での誓約を確実に遵守するために、未だ行っていない場合には、 国内法および規則を整備すること。
 - (c) 不拡散の分野における共通の目的を追求・達成する重要な手段として、また平和目的の国際協力の促進において、とりわけ国際原子力機関、化学兵器および生物・毒素兵器禁止条約機構といった枠組みのなかでの多国間協力を再誓約し、履行すること、
 - (d)これら法の下での義務に関連して、 産業界や一般市民と協力し、情報を 提供する適切な方法を開発すること。
- 9 核、化学、生物兵器とそれらの運搬手段

の拡散によってもたらされる脅威に立ち 向かうために、核不拡散における対話と 協力を促進するよう、すべての国家に求 める。

- 10 前記脅威にさらに対抗するために、国内的な法的権限や立法措置に従い、かつ国際法に合致する形で、核・化学・生物兵器とそれらの運搬手段及び関連物質の不法取引を防止するための協調的行動をとるよう、すべての国家に求める。
- 11 この決議の履行を厳重に監視し、適切な段階において、この目的のために要求されるかもしれない、さらなる決定を行う意向であることを表明する。
- 12 この問題を引き続き協議することを決定する。

(訳:市岡真之、ピースデポ)

印には、用語の定義が記載されているが省略した。

米、未臨界実験 「アーマンド<u>を実施</u>

2004年5月25日、米エネルギー省・国 家核安全保障管理局(NNSA)は、ネバ ダ核実験場において、通算21回目、ブッ シュ政権下では8回目となる未臨界実験 「アーマンド」を実施した。ロスアラモス 国立研究所の実験である(ロスアラモス 研究所による前回の未臨界実験は、2002 年9月26日の「ロッコ」ローレンス・リバモ ア国立研究所の前回の未臨界実験は、20 03年9月19日の「ピアノ」)。NNSAは、同日 の記者発表で、「未臨界実験は備蓄核 兵器の安全性と信頼性を維持するのに 役立つ不可欠な科学的データと技術情 報を生み出すもの」という従来の説明を 繰り返した。これまで行われた他の未臨 界実験と同様、「アーマンド」はネバダ実 験場の地下960フィート(約290メートル)に 設けられた水平トンネルの中で行われ た。なお、地下核爆発実験と同じ竪穴配 置での実験となると発表された新たな 未臨界実験「ユニコーン」については、本 誌196号参照) 当初2004年3月の実験が 計画されていたが、まだ実施されていな い。(中村桂子)

◆ ← 8ページからつづく

5月12日 北朝鮮核開発問題をめぐり、6月末 に開催予定の第3回6カ国協議に向けた初の作業 部会が北京で始まる(~15日)。

5月12日 ARF高級事務レベル協議、米政府が取りまとめた輸出管理強化などを求める「大量破壊兵器不拡散」声明案を承認。7月初旬のARF閣僚会議で採択されることが明らかに。

5月12日 米政府、PSIの強化策として、パナマとの間で、米国がパナマ船籍を持つ船舶に対し公海上での臨検を可能とする2国間協定に調印。

5月12日 ブルックスNNSA局長、核管理の安全上の問題などから実験が必要な事態になれば「(再開に)ためらいはない」とワシントン市内の講演で語る

5月13日 ボルトン米国務次官、リビア政府が 北朝鮮などとの兵器や軍事関連技術の取引を中 止することを決め、米英政府に確約したと発表。

5月15日 イラク派遣の陸自第2陣主力230人が千歳空港から出発。

5月16日 パウエル米国務長官、イラク戦争開戦前の安保理演説で示したイラクの生物兵器施設に関する情報について「結果的に不正確で誤りだった」。

5月17日 テロ特措法に基づき、海自イージス艦「こんごう」と護衛艦「ありあけ」が佐世保からインド洋にむけて出発。

5月19日付 朝鮮日報、韓国と米国が在韓米 軍を3分の1近く削減する計画について6月に協議 を始めると報じた。

5月20日 KEDO理事会、北朝鮮・琴湖での軽水炉建設事業の停止を継続することなどを確認する声明を発表。現場の維持・管理費用が年間108億円にのぼることを明らかに。

5月20日 米下院本会議、DODが05年に策定を予定しているBRAC計画を2年間先延ばしにする内容を含む05会計年度国防認可法案を可決。(本号参照)

5月20日 国民保護法案など有事関連7法案、

衆院本会議で自民、公明、民主3党などの賛 成多数で一部修正のうえ可決。参院に送付。(本号参照)

沖縄

5月7日付 在沖米海兵隊は6日までに、普天間飛行場に配備のKC130空中給油機を08年から1機ずつ最新鋭機に更新することを明らかにした。琉球新報。

5月9日付 在日米軍人・軍属とその家族が乗る私有車両(Yナンバー)の車庫証明免除が政府の改善表明から6年間も違法状態のまま放置されていることが8日明らかに。

5月10日 米軍嘉手納基地で、同基地所属の F15戦闘機が緊急着陸。同日、米アラスカ州エン メンドルフ空軍基地所属F15戦闘機が着陸後にト ラブル発生。

5月11日 嘉手納基地で、F15戦闘機2機が相次いで緊急着陸。同日、FA18C戦闘攻撃機ホーネット1機が緊急着陸。

5月12日 伊波宜野湾市長、国、県に対し5年 以内全面返還を求める市の今後の取り組みをま とめた「普天間飛行場返還アクションプログラム (行動計画)。を提出。

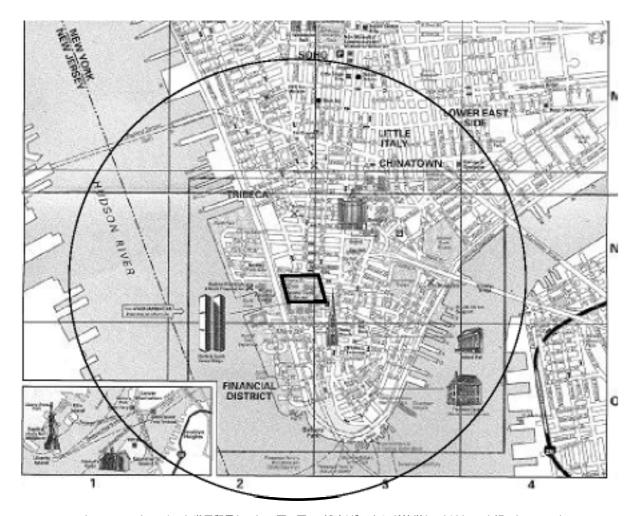
5月13日 98年の第1次嘉手納基地爆音訴訟 控訴審判決で国が命じられた賠償金(計13億73 23万円余)の分担金について、米政府が支払い を拒否していることが明らかに。

5月14日 伊波宜野湾市長、悪化する普天間 基地の騒音被害を訴える、初の「普天間飛行場被 害異常事態宣言」を記者発表。

5月15日 沖縄本土復帰32年。

5月18日 政府、Yナンバー車問題について、 法令の適用が早急に確保されるよう米側と協議 するよの答弁書を閣議決定。

5月20日 衆院武力攻撃事態特別委、有事関連七法案を可決の際に、「日米地位協定の全般的検証を行うべきこと」を含む六項目の付帯決議を賛成多数で可決。



ニューヨークのマンハッタンにあった世界貿易センター(図の四角い区域)を中心に半径1マイルの円を描いて、フランク・フォン・ヒッペル博士は、広島相当の死者を生む地域である、と説明した。 勤務日には、この円内に数十万人が働いている。テロリストが高濃縮ウランを手に入れ広島級の原爆を即製する能力について、 博士は「それほど簡単なことはない」と語った。フランク・フォン・ヒッペル博士はクリントン政権においてホワイトハウス科学技術局の国家安全保障担当次長を務めた物理学者である。(5月4日、N PT準備委員会の時に国連内で行われたセミナーにおける講演)

日誌

2004.5.6~5.20

作成:中原聖乃、中村桂子

ARF = アセアン地域フォーラム/BRAC = 基地閉鎖・再編/KEDO = 朝鮮半島エネルギー開発機構/DOD = 米国防総省/NNSA = 国家安全保障局/NPT = 核不拡散条約/PSI = 拡散防止構想

5月6日 日米両政府、海上配備型の迎撃ミサ

イルSM - 3の日米初共同飛行実験を05年後半に 実施することで大筋合意していることが明らか に。共同通信。

5月7日 4月26日からニューヨーク国連本部で開催のNPT再検討会議準備委員会、厳しい対立、混乱ののち、合意なく終了。

5月10日 横浜地裁、軍事転用可能なインバーター(周波数変換機)の北朝鮮への不正輸出事件で、貿易会社社長らに有罪判決。

5月10日 日本は70年代初頭に最大30個の核を製造する能力をもつなどと米政府の軍備管理 軍縮局が分析した、1965年作成の機密報告書が明らかに。

5月11日 日米韓3カ国の代表、6カ国協議作

今号の略語

BRAC = 基地閉鎖·再編

CVN=原子力空母

GPR = 世界態勢見直し

NNSA = 国家核安全保障局

WMD=大量破壊兵器

業部会開始を前に、北京で対応を協議。北朝鮮に 核の完全放棄を求める方針を確認。

7ページへつづく→◆

ピースデポの会員になって下さい。

新サービスとして『モニター』電子版のメール配信を開始しました。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。また、従来どおり紙でも受取れます。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報の利用等に優遇されます。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局 <office@peacedepot.org>

梅林宏道 < CXJ15621 @nifty.ne.jp > 田巻一彦 < tamaki @pw.catv.ne.jp > 中村桂子 < nakamura @peacedepot.org >

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。 メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ) 青柳絢子、市岡真之、大澤一枝、小田原景子、田巻一彦、中原聖乃、中村和子、林公則、村上由美、梅林宏道